

2025年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。  
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、帯状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

##### 【①の回答】

情報システムの標準化は、各自治体が利用しているシステムが、国が定めた仕様に基づき構築されたシステムに移行するものであり、自治体独自の施策について影響を及ぼすものではありませんので、各担当課において、自治体独自の施策の必要性を踏まえて、維持・拡充等の判断をしていくこととなります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

##### 【②の回答】

自治体DX推進計画において、行政手続のオンライン化が定められているところであり、

行政手続のオンライン化は、申請者にとっても来庁することなく手続を行うことができることから負担が軽減されます。しかしながら、オンラインでの手続については、様々な事情により利用できない方もみえますので、引き続き、従来の方法で申請を行うことは可能です。

## 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

##### 【①の回答】

国の基準に合わせて低所得者への軽減を実施しております。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

##### 【②の回答】

清須市介護保険条例により減免を実施しております。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

##### 【③の回答】

清須市介護保険条例により減免を実施しております。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

##### 【④の回答】

清須市介護保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担減額及び免除に関する要綱により減免を実施しております。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

##### 【⑤の回答】

国の基準に合わせて実施しております。

#### (2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

##### 【①の回答】

国の基準を参考に実施しております。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

##### 【②の回答】

国の基準に合わせて実施しております。

#### ★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

##### 【①の回答】

国の基準に合わせて実施しております。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【②の回答】

令和4年度に、広域市町による特別養護老人ホーム1か所を開設し、待機者の減少に努めています。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【③の回答】

入所の判断は、特別養護老人ホームの施設が行っております。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【①の回答】

本市として実施予定はありません。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【②の回答】

労働基準法に遵守するよう指導しており、財政支援は考えておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【③の回答】

本市としては、労働基準法を遵守するよう指導しております。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【④の回答】

本市としては、労働基準法を遵守するよう指導しております。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【①の回答】

補助の実施予定はありません。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【②の回答】

現在、地域で行われている「運動教室」についての助成を行っています。補助拡大の予定はありません。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【③の回答】

障害者のガソリン助成やタクシー費用助成を行っています。高齢者の外出支援については助成実施に向けて検討中です。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【①の回答】

認知症についての計画を作成予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【②の回答】

無料で実施しています。拡充の予定はありません。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

**【③の回答】**

無料検診事業の実施予定はありません。

**★(7)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**【①の回答】**

本市では、要介護1以上の方を障害者控除の対象としており、1月末に全ての対象者に障害者控除対象者認定書を個別送付しております。

**2. 国保の改善**

**★(1)保険料(税)の引き下げ**

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

**【①の回答】**

近い将来、県下統一税率にする方針です。本市では、その際に急激な負担増とならないよう、県が示す標準保険税率を維持していく予定です。

併せて、法定外繰入金についても国が示す方針に準じ、早期に解消していく予定です。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

**【②の回答】**

本市では基金及び剰余金はありません。

**★(2)保険料(税)の減免制度**

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**【①の回答】**

市独自の減免拡充は考えていません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

**【②の回答】**

現時点では考えていません。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

**【③の回答】**

現時点では考えていません。

**★(3)保険料(税)滞納者への対応**

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

**【①の回答】**

特別療養については、納付に資する取組を行う等丁寧な説明を行い、適切に運用しています。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

**【②の回答】**

加入者の生活実態を正確に把握するとともに、納税相談により、納税緩和、軽減、減免等にも適切に対応しています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

**【③の回答】**

差押えについては、生活実態、生計状況を正確に把握し、生活困窮に陥ることが無いように適切に対応しています。財産があるにも関わらず、納税意欲が著しく乏しいものについては、法令を遵守し滞納処分を実施しています。

**(4) 傷病手当金・出産手当金**

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

**【①の回答】**

いずれも現時点では考えていません。

**(5) 一部負担金の減免制度**

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

**【①の回答】**

基準については、現行のとおり変更の予定はありません。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**【②の回答】**

制度の周知については、納税通知書送付時に説明文書を同封し、市ホームページに記事を記載しています。

**★(6) 資格確認書の発行**

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

**【①の回答】**

更新時にマイナ保険証を保有していない人については、申請によらず自動的に発行します。また、その他何らかの理由で資格確認書の発行を希望される場合は、都度申請により発行します。

**3. 生活保護・生活困窮者支援**

**(1) 生活保護制度**

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

**【①の回答】**

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

**【②の回答】**

窓口生活保護の申請書を用意しております。生活保護の申請を希望される方の申請権を侵害することのないよう、速やかな申請受理に努めております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわ

ずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【③の回答】

窓口に生活保護のしおりを用意しており、希望される方すべてに配布しています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【④の回答】

当市に居住実態がある方に対しては、当市が実施事務所となり、相談を行います。相談で申請意思がある方に対しては、申請書を交付し、速やかに受理しています。

居宅支援について、国・県の指導に基づき適正な対応をしています。なお、市営の生活保護者の入所施設は当市において存在しません。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【⑤の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【⑥の回答】

扶養照会については申請者の意向を尊重し、照会に努めております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【⑦の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【⑧の回答】

4月1日現在、ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を下回るよう適切な人員数を配置しております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【⑨の回答】

4月1日現在、ケースワーカー6名のうち1名は女性のケースワーカーです。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【⑩の回答】

4月1日現在、ケースワーカー6名中4名については社会福祉主事の有資格者です。すべて正規職員です。

社会福祉主事資格のないケースワーカー2名については、順次社会福祉主事資格を取得予定です。なお、ケースワーカーの外部委託を行う予定ありません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【⑪の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

## (2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会

保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【①の回答】

直営で実施しており、関係機関と連携をし、適切な支援を実施しています。

要保護性ありと判断した場合は、生活保護担当部署と速やかに連携対応いたします。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【②の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【③の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【④の回答】

国・県の指導に基づき適正な対応をしています。

#### 4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【①の回答】

現状維持と考えています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【②の回答】

子どもの医療制度については、令和5年7月1日より18歳年度末までの通院に係る医療費を助成対象に加えたため、現在は18歳年度末まで窓口負担はありません。他の事項については、現時点では変更は考えていません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【③の回答】

本市では、1・2級に加えて3級の手帳所持者も助成の対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【④の回答】

現時点では現状維持と考えています。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【⑤の回答】

現時点では実施の予定はありません。

#### 5. 子どもの権利保障

##### (1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP

〇やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**【①の回答】**

「こども食堂」については、令和2年度より補助金を交付する体制を整えています。また、令和6年度には、利用がしやすいように要綱改正をしました。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

**【②の回答】**

令和6年度よりこども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、職員を配置しています。

**(2)就学援助制度の拡充**

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

**【①の回答】**

本市は、生活保護基準の1.3倍未満で就学援助を支給しております。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

**【②の回答】**

クラブ活動費、卒業記念品については、今のところ拡充する予定はありませんが今後、状況を見ながら検討していきます。オンライン通信費については、自治体負担で通信契約と一体となっているタブレット端末やルーター等を貸与しております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

**【③の回答】**

年度途中でも申請できるよう、学校及びホームページでも案内しております。

**★(3)子どもの給食費の無償化**

①小中学校の給食費を無償にしてください。

**【①の回答】**

本市では、食料品などの物価高騰に直面する子育て世帯の支援を目的に、令和7年度において、時限的(5月～7月)な給食費の無償化及び給食費の一部公費負担を実施しています。

令和8年度以降につきましては、国による学校給食無償化事業の方向性を踏まえて、本市における小中学校給食費の無償化を検討してまいります。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

**【②の回答】**

就学前教育・保育施設等の給食費については、無償化対象の保育に係る費用とは別であると考えています。物価高騰による食材料費の対応につきましては、令和4年度及び令和5年度において、給食費の引き上げによる保護者負担は求めず、公費により負担していましたが、令和6年度以降は保護者負担を求めているところです。

今後も学校と同様に、給食にかかる経費の内、材料費実費部分は、保護者に負担いただくことを基本として、これを財源に安心・安全な食材を調達し、食育の推進を図るとともに給食の充実に取り組んでまいります。

#### ★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

##### 【①の回答】

現在、公立・民間園ともに新たな基準に基づき配置しております。また、加算措置となる園については、適切に給付を行っているところです。0・2歳児については、周辺自治体等の取組状況を参考にしながら、検討してまいります。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

##### 【②の回答】

今後の施設の整備については、地域の保育ニーズと供給量及び既存施設の適正配置などを考慮してまいります。育休退園については、対象が0～2歳児だった基準を、令和5年度から0～1歳児に緩和し、現在2歳児未満の育休退園をお願いしています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

##### 【③の回答】

県が実施する監査に、市としまでも保育長が同行しています。また、認可外保育施設については、原則児童福祉法に基づく指導監督基準を満たしたうえで、愛知県への届出をお願いしております。現在、指導監督基準を下回る施設はありません。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

##### 【④の回答】

実施事業者については、設備運営基準に基づき適切に認可を行い、実地検査などによる指導監査等を実施する予定です。また、環境整備等に関する補助については、利用状況やニーズを踏まえ、今後検討を行ってまいります。

#### 6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

##### 【①の回答】

現在のところ増額予定はありません。近隣市町の動向を注視しつつ、調査研究に努めます。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

##### 【②の回答】

尾張中部福祉圏域内(北名古屋市)にバリアフリーの日中支援型グループホームがあ

り、心身障害者施設である福祉の杜の運営費を負担しています。今後も地域のニーズに合った施策が実施できるよう、研究及び情報収集に努めます。また、家賃補助については 現在のところ増額予定はありません。近隣市町の動向を注視しつつ、調査研究に努めます。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乘せしてください。

【③の回答】

夜間体制の補助及び医療的ケアの加算については、国の制度の基準に準じて実施しており、現在のところ予定はありません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【④の回答】

国の制度に準じて実施しており、令和7年度に報酬改定を実施しました。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【⑤の回答】

国の制度に準じて実施しており、無償化については現時点では考えておりません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【⑥の回答】

国の制度に準じて実施しております。個々の障害特性を考慮した上で介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスを継続利用する場合や、介護保険サービスのみでは支給量が不足する場合は利用可能です。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起これない支援策を講じてください。

【⑦の回答】

家族介護の負担を軽減し、本人の社会的孤立が起これないよう障害福祉サービスを利用しながら、社会と繋がっていけるよう支援を進めています。また、障害者福祉施設等の虐待については、訪問、監査等を実施し、検証してまいります。

## 7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【①の回答】

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、障害者の任意接種のインフルエンザワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度の予定はありません。接種に係る自己負担についての無料、また、おたふくかぜワクチンは2回の助成の予定はありません。子どものインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチンについ

ては、一部助成を行っています。

★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【②の回答】

本市の負担額は県内では平均的な額となっています。予防接種法及び定期接種実施要領に基づき定期予防接種をしています。带状疱疹ワクチンの任意接種については50歳以上を対象に継続実施しています。高齢者用肺炎球菌の任意予防接種事業（2回目も含む）は、現在のところ実施の予定はありませんが、国の方針に従います。

## 8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【①の回答】

産婦健診は令和5年度より助成回数を2回に拡充しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【②の回答】

5歳児健診については、開始時期は未定ですが、他自治体の実施方法を調査するとともに、実施方法等を検討しています。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【③の回答】

妊産婦歯科健診は、令和7年度より妊婦・産婦の2回に拡充をしています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【④の回答】

保健センターの歯科衛生士は業務量や内容に合わせ、非常勤で人数を配意しています。

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【①の回答】

地域に必要な病床数については地域医療構想に基づいて確保しています。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【②の回答】

本市には自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度はありません。愛知県地域保健医療計画に基づいています。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【③の回答】

保健センターの保健師は業務量や内容に合わせた人数、分散配置をしています。

**【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書**

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

**2. 愛知県に対する意見書**

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上